

# 令和7年度 福岡市公共工事安全講習会 建設業における安全衛生管理について



安全は企業の礎です。

令和7年9月1日・2日  
福岡東労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

## 本日の内容

1. 第14次労働災害防止計画
2. 労働災害発生状況
3. 災害防止対策
4. 今後の法改正について



# 1. 第14次労働災害防止計画



3

## 第14次労働災害防止計画の概要

### 労働災害防止計画とは

- ・ 労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

令和5年4月1日～令和10年3月31日

### 計画の方向性とは

- ・ **事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが**事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する。
- ・ 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- ・ 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

4

## 第14次労働災害防止計画の重点課題

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### 目標

**死亡災害：5%以上減少（建設業は15%以上減少）**  
**死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少**

5

## 2. 労働災害発生状況



6

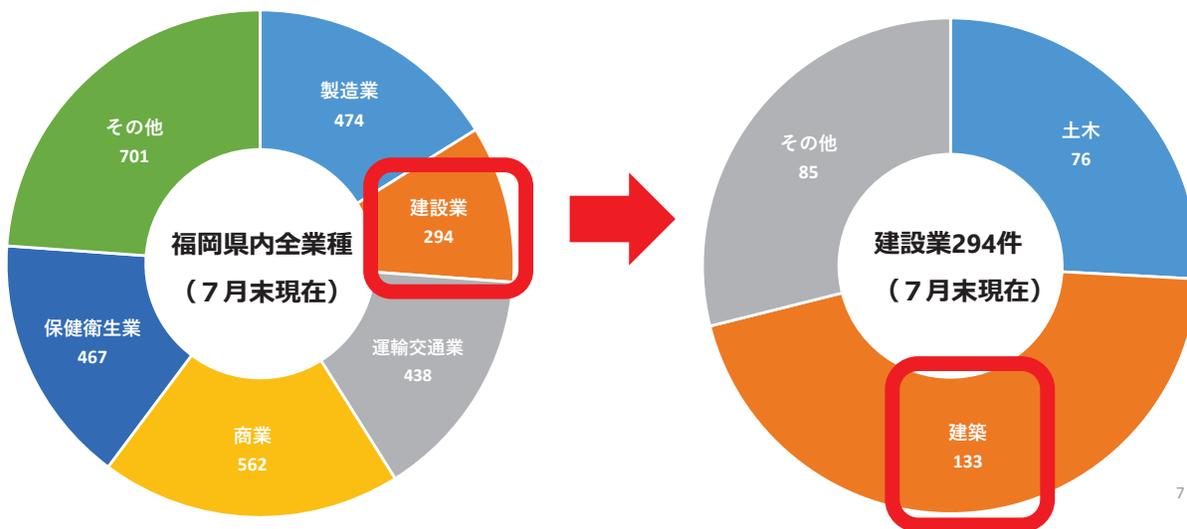
# 令和7年 福岡労働局管内労働災害発生状況

## 休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害（7月末現在）

全業種  
建設業

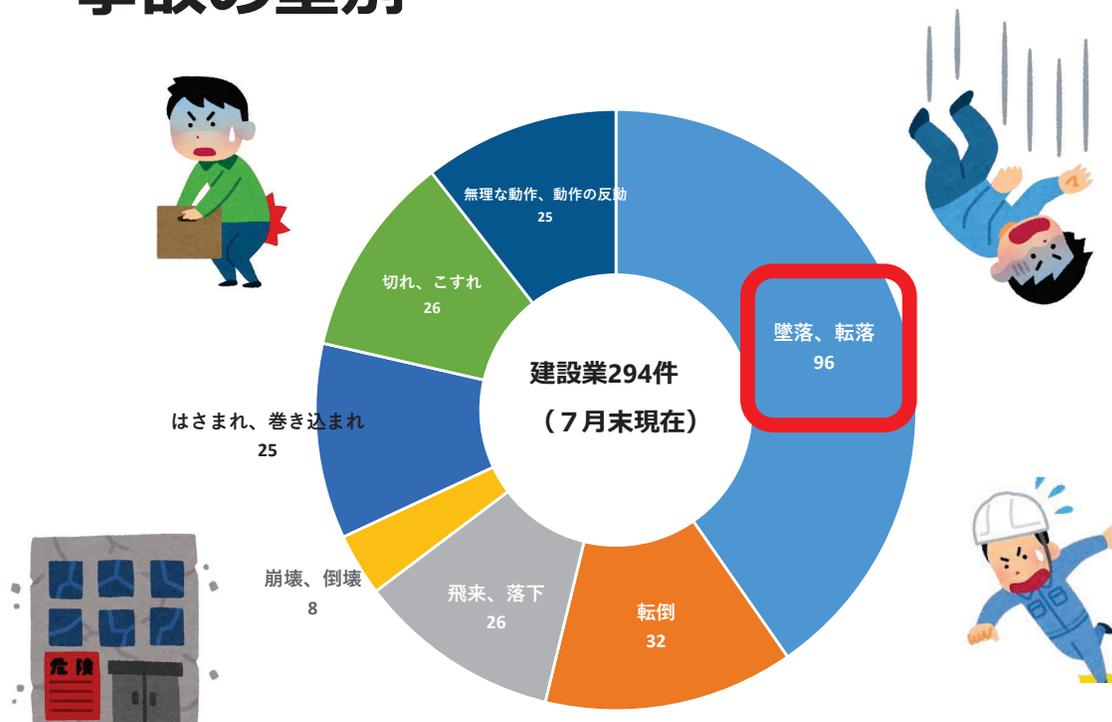
2,936件  
294件

※労働者死傷病報告の集計値（コロナ除く）



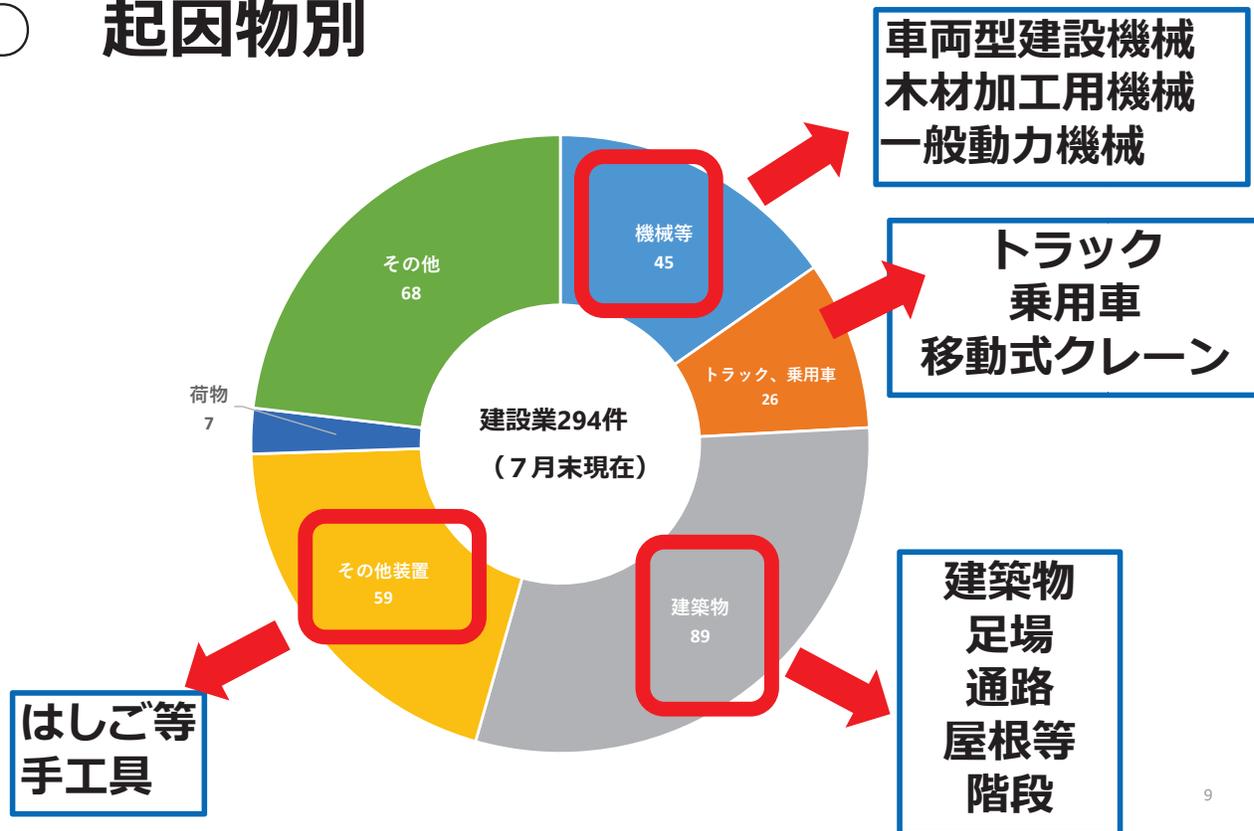
# 令和7年 福岡労働局管内労働災害発生状況

## ○ 事故の型別



# 令和7年 福岡労働局管内労働災害発生状況

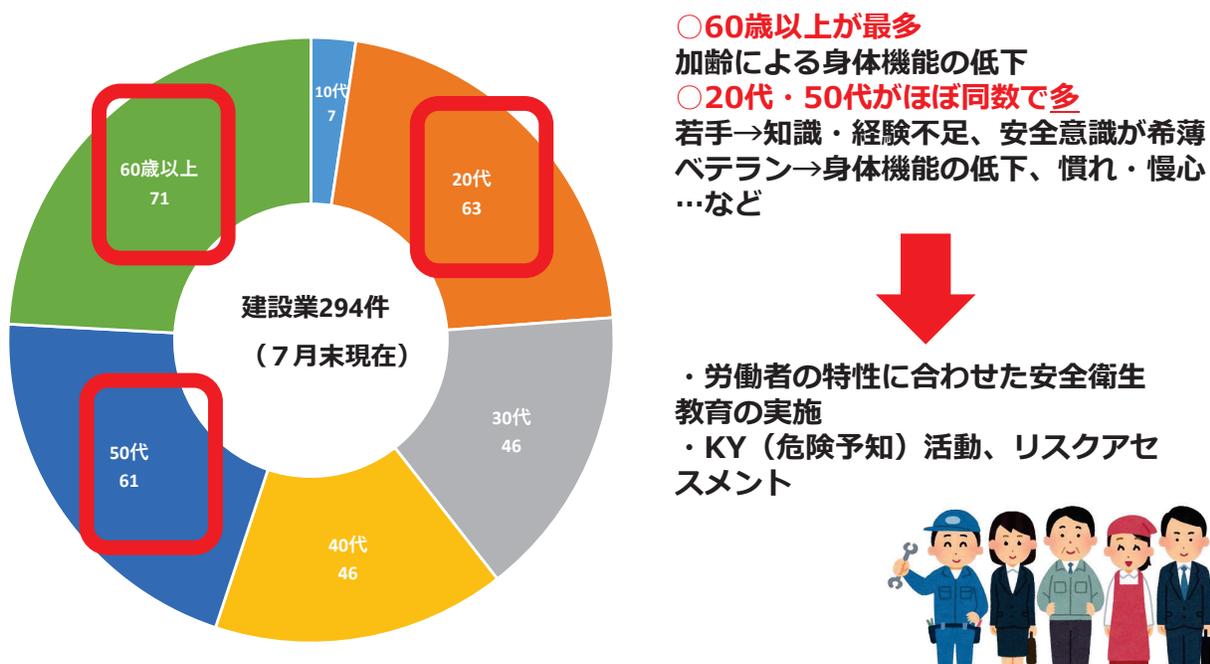
## ○ 起因物別



9

# 令和7年 福岡労働局管内労働災害発生状況

## ○ 年齢別



10

# 令和 6 年建設業における死亡災害

No.	事故の型	発生状況のあらまし	年齢等
1	<b>墜落災害</b> (墜落・転落)	被災者は、集合住宅の外壁修繕工事において、足場から張り出した作業床でバランスを崩し、躯体と足場の間隙から約10m下の地面に墜落した。	30代男性
2	<b>墜落災害</b> (墜落・転落)	被災者は、5階建て病院の外壁改修工事現場において、足場解体工事と並行して壁つなぎを外した外壁穴の補修をしていたところ、墜落した。	60代男性
3	<b>墜落災害</b> (墜落・転落)	被災者は、解体工事現場において、ダンプ荷台の上で廃材のならし作業を行っていたところ、荷台上から地面に墜落した。	80代男性
4	<b>重機災害</b> (転倒)	被災者が、ドラグショベルを運転し急斜面を降りようとしたところ、同機が傾き機械とともに転落、被災者は運転席から投げ出され、同機の下敷きとなった。	40代男性
5	<b>重機災害</b> (飛来・落下)	コンベアのベルト取替工事において、移動式クレーンで吊ったロール状のベルト(重さ4t)が約1.5mの高さから落下し、近くにいた被災者が下敷きになったもの。	20代男性
6	<b>重機災害</b> (激突され)	被災者は、伐木のため、移動式クレーンに吊り下げたかごに乗ってチェーンソーで木の切断作業をしていたところ、切断された木が跳ね、これが被災者に激突されたもの。	70代男性
7	<b>崩壊災害</b> (崩壊・倒壊)	雨水管渠の設置にあたり、ドラグショベルで掘った深さ約1.5mの掘削底で被災者が作業を行っていたところ、背後の地山が崩壊した。	50代男性
8	<b>崩壊災害</b> (崩壊・倒壊)	被災者は、電柱の撤去作業中、折れて倒れてきた電柱の下敷きとなったもの。電柱(鋼管柱)の根元は腐食していた。	60代男性

11

# 令和 7 年建設業における死亡災害 (7月末現在)

No.	事故の型	発生状況のあらまし	年齢等
1	<b>墜落災害</b> (墜落・転落)	解体する倉庫の事前調査中、屋根上で作業していた被災者がスレート屋根を踏み抜き約4.4m下に墜落し、死亡した。	70代男性
2	<b>墜落災害</b> (墜落・転落)	下水道工事中、直径2m・深さ8mの立坑内で作業を終えた被災者が地上へ戻る際にハシゴから墜落し、死亡した。	40代男性
3	<b>重機災害</b> (はさまれ・巻き込まれ)	トレンチピット解体工事中、ピット内でゴミ分別作業をしていた被災者が運転中のドラグショベルのバケットと壁の間に挟まれ、死亡した。	20代男性
4	<b>崩壊災害</b> (崩壊・倒壊)	下水道工事中、深さ約2.3mの掘削底で手掘り作業中の被災者が壁面の崩壊により土砂に埋もれ、死亡した。	60代男性
5	<b>崩壊災害</b> (崩壊・倒壊)	2階建て建屋の解体工事中、解体中の建屋が突然、倒壊し、作業員2名が下敷きとなり、死亡した。	40代男性
6			20代男性
7	<b>破裂災害</b>	プラント工事で、漏れ検査のため空気圧(約0.5MPa)をかけていた大型鉄製タンクが突然破裂し、爆風によって作業員2名が吹き飛ばされ、死亡した。	70代男性
8			50代男性

12

# 死亡災害根絶 非常事態宣言

福岡労働局 > ニュース&トピックス > フォトレポート > 死亡災害根絶 非常事態宣言

## 死亡災害根絶 非常事態宣言

ー建設業で死亡労働災害が多発！ー



▲「死亡災害根絶 非常事態宣言」を行う千葉 福岡労働局長

福岡県内における死亡災害は令和7年7月末日時点で15人と前年同期に比べ1人増加し、年間の推移においても大幅に

- 1 ニュース&トピックス
- 2 新着情報
- 3 イベント情報
- 4 報道発表資料

### お役立ち情報

- ▶ 調達・赤払情報
- ▶ 労働局長定例記者会見配布資料
- ▶ 電子申請 (e-Gov)
- ▶ 審議会等
- ▶ ジョブカード
- ▶ 労働保険の電子申請
- ▶ 福岡労働局YouTube公式チャンネル

福岡労働局HPより

13

# 死亡災害根絶 非常事態宣言

## 死亡災害根絶 非常事態宣言

福岡県内における本年7月末時点での全業種の労働災害による死亡者数は15人となり、建設業においては、全業種の半数を超える8人が亡くなり、かつ、昨年1年間の死亡者数と並び、極めて憂慮すべき深刻な状況である。

働くすべての人の生命を守ることは、私たちの揺るぎない責務であり、職場において、労働災害、特に尊い命を奪う死亡災害は、決してあってはならないものである。

この事態を極めて重く受け止め、労働災害の撲滅と労働者の安全確保のため、労使をはじめ、すべての関係者が一丸となり、取組をすすめることにより、死亡災害の根絶を期するものである。

ここに「死亡災害根絶 非常事態宣言」を発令する。

令和7年8月1日

福岡労働局長

千葉 登志雄

14

# 建設業の死亡災害撲滅に向けて

## 建設業の死亡災害が急増！緊急要請

～基本ルールを守って死亡災害撲滅の取り組みを～

### 労働災害発生状況等

令和7年の福岡県における建設業における労働災害による死者数は、7月末現在8人で、昨年同期の5人を大幅に上回る状況で、増加傾向に歯止めがかからず、極めて憂慮すべき状況です。  
8人の死亡災害の内訳を見ると、墜落災害2人、重機災害1人、崩壊災害3人等となっており、いわゆる建設業三大災害による典型的な災害は今なお発生し続けている状況です。  
つきましては、建設現場での三大災害撲滅のため、貴現場において、裏面のチェックリストに基づく安全総点検をお願いいたします。

### 過去5年間の福岡県内の建設業死亡災害発生状況



## 令和7年 建設業死亡災害事例（福岡県内）

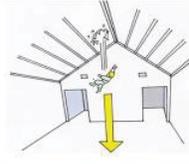
No.	事故の型	発生状況のあらまし	年齢等
1	墜落災害 (墜落・転落)	解体する倉庫の事前調査中、屋根上で作業していた被災者がスレート屋根を踏み抜き約4.4m下に墜落し、死亡した。	70代男性
2	墜落災害 (墜落・転落)	下水道工事中、直径2m・深さ8mの立坑内で作業を終えた被災者が地上へ戻る際にハシゴから墜落し、死亡した。	40代男性
3	重機災害 (はさまれ・巻き込まれ)	トレンチピット解体工事中、ピット内でゴミ分別作業をしていた被災者が運転中のドラグショベルのバケットと壁の間に挟まれ、死亡した。	20代男性
4	崩壊災害 (崩壊・倒壊)	下水道工事中、深さ約2.3mの掘削場で手掘り作業中の被災者が壁面の崩壊により土砂に埋もれ、死亡した。	60代男性
5	崩壊災害 (崩壊・倒壊)	2階建て建屋の解体工事中、解体中の建屋が突然、倒壊し、作業員2名が下敷きとなり、死亡した。	40代男性 20代男性
7	破裂災害	プラント工事で、露れ検査のため空圧（約0.5MPa）をかけていた大型鉄製タンクが突然破裂し、爆風によって作業員2名が吹き飛ばされ、死亡した。	70代男性 50代男性



## 建設業三大災害撲滅のために

元請・下請協力して現場の安全総点検を実施しましょう！

### 墜落災害防止対策



- 安全帯使用の習慣化  
高所作業では安全帯のフックを掛ける習慣化の徹底
- 高所作業を減らす  
設計・計画段階で高所作業が不要となる工法の採用
- 作業床等の設置  
高所における作業床、手すり等の設置、その設置が困難な場合は安全ネットや安全帯取付設備設置の徹底・確認
- 手すり等の設置  
開口部や作業床の端には手すり・中せん・巾木、ネット等の設置や注意喚起の表示
- スレート屋根上での作業  
スレート屋根に歩み板と防網を設置し安全帯使用の徹底

### 重機災害防止対策

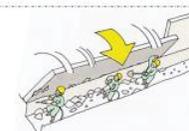


- 有資格者の運転等  
法定の有資格者による重機の運転・玉掛作業等の徹底
- 立入禁止  
運転中の重機に接触するおそれのある箇所を立入禁止（表示も必要）  
つり脚の下での立入禁止の徹底
- 重機の転倒・転落防止  
必要な幅員の保持、路肩の崩壊防止
- 作業計画  
使用量機的能力、運行経路、作業方法等の作業計画を作成、関係者へ周知

### 崩壊災害防止対策



- 掘削の安全勾配の確保  
事前調査の結果に応じた安全勾配の確保
- 土止め支保工  
地山の崩壊のおそれがある箇所は土止め支保工の設置  
上下水道等溝掘削工事等は「土止め先行工法」の採用
- 立入禁止  
土砂、資材、機具等が崩壊するおそれがある箇所は立入禁止措置の徹底
- 資材の転落防止  
資材は高く積みすぎない。積み上げた資材は網やロープ、くい止め等を設置



- 解体構造物の事前調査  
図面や現地調査で強度や劣化状況を十分に確認
- 解体工事の作業計画  
事前調査に基づく解体工法、作業手順・倒壊防止の控えの設置方法等リスク低減措置を盛り込んだ作業計画の作成と実施の徹底
- 立入禁止  
バリケードや標識等で関係者以外を立入禁止

※安全対策は主なものを示しています。その他、各現場の状況に応じた安全対策をお願いいたします。

# 3. 災害防止対策



# 墜落防止

## 労働安全衛生規則

### (作業床の設置等)

#### 第518条

事業者は、高さが**2 m以上の箇所**(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。**

### (開口部等の囲い等)

#### 第519条

事業者は、高さが**2 m以上の作業床の端、開口部等**で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、**囲い、手すり、覆(おお)い等**を設けなければならない。

### (構造)

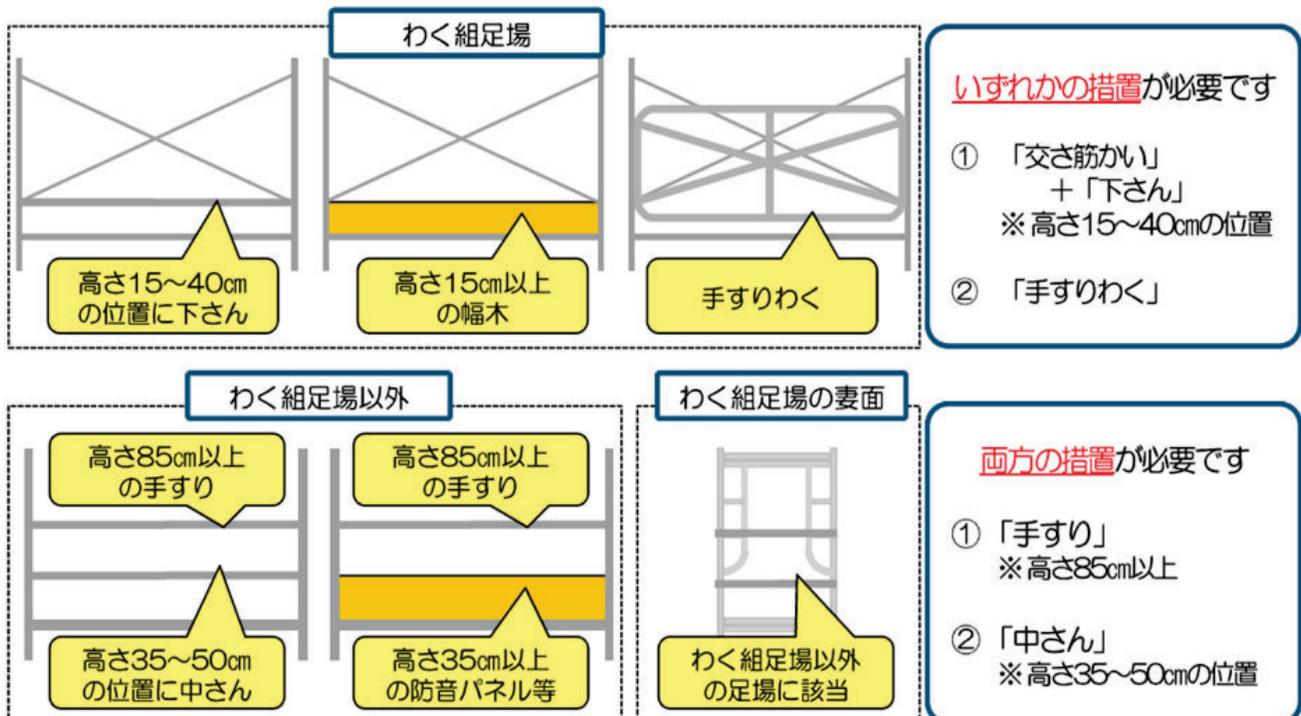
#### 第561条

事業者は、足場については、**丈夫な構造**のものでなければ、使用してはならない。

17

# 墜落防止 (足場)

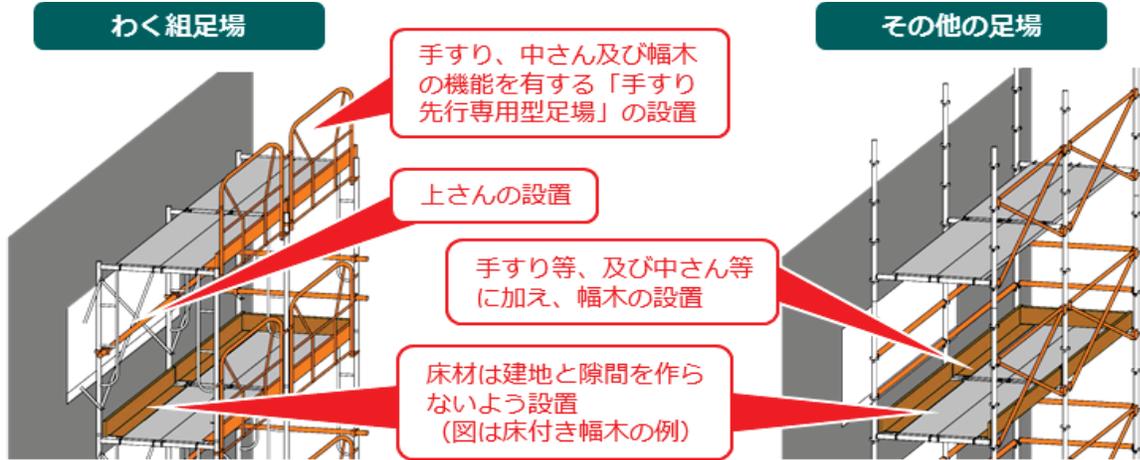
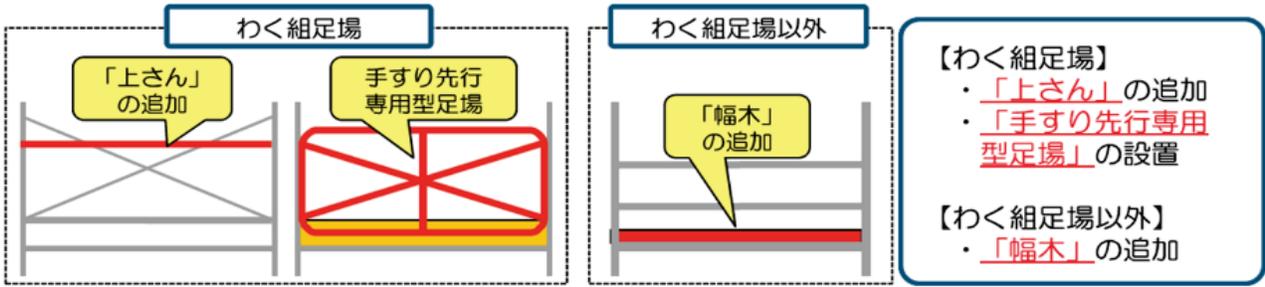
## 労働安全衛生規則第559条ほか



18

# 墜落防止（足場）

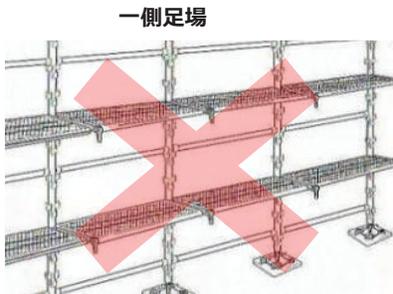
## より安全な措置について



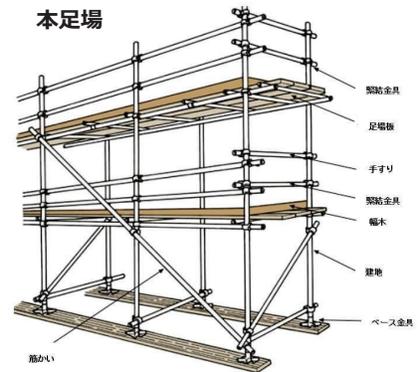
19

# 墜落防止（足場）

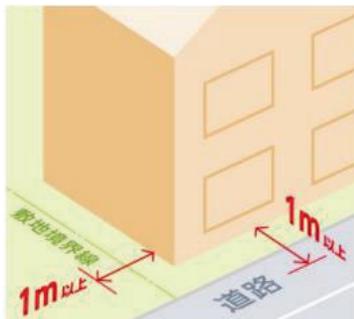
## 一側足場の原則使用禁止（R6.4.1～）



幅が1m以上の箇所では本足場を使用

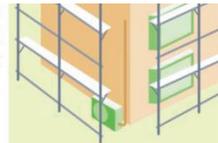


### 幅1mのイメージ

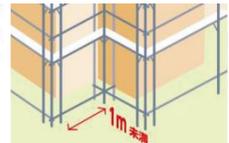


※障害物などにより本足場の使用が困難な場合は、一側足場の使用が可能

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



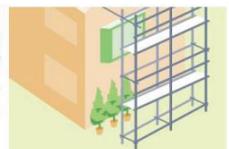
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



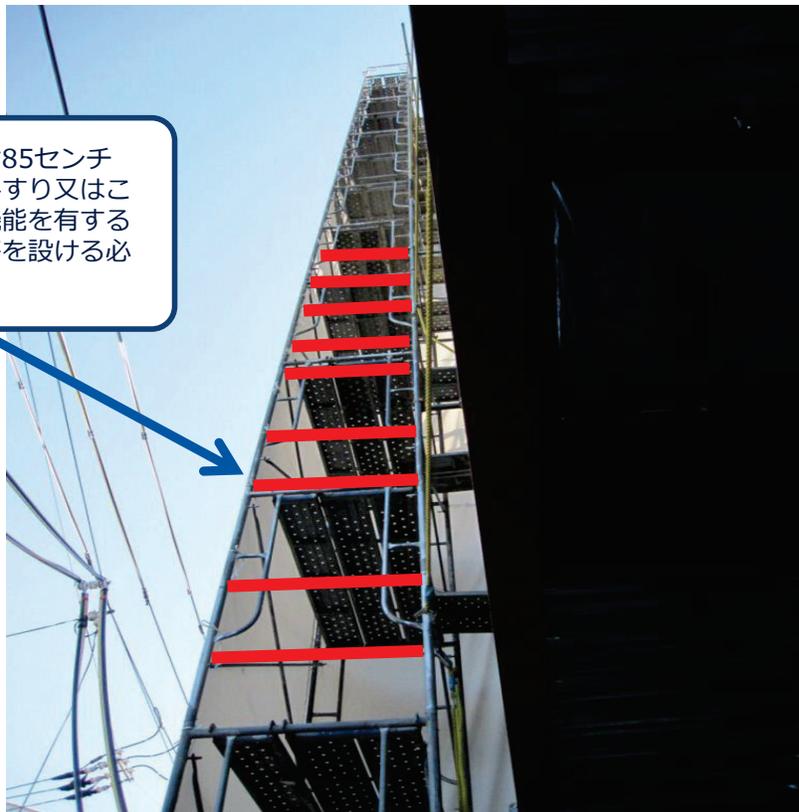
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



20

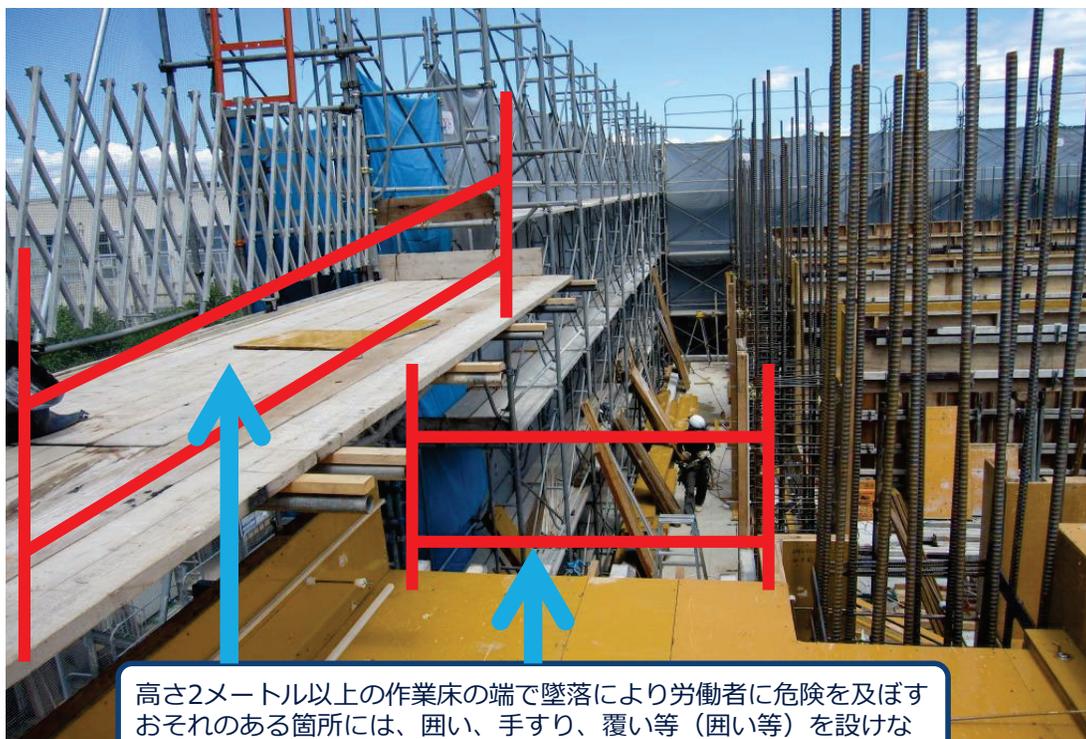
## 墜落防止（足場）

足場の妻側に高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備及び中さん等を設ける必要があります。



21

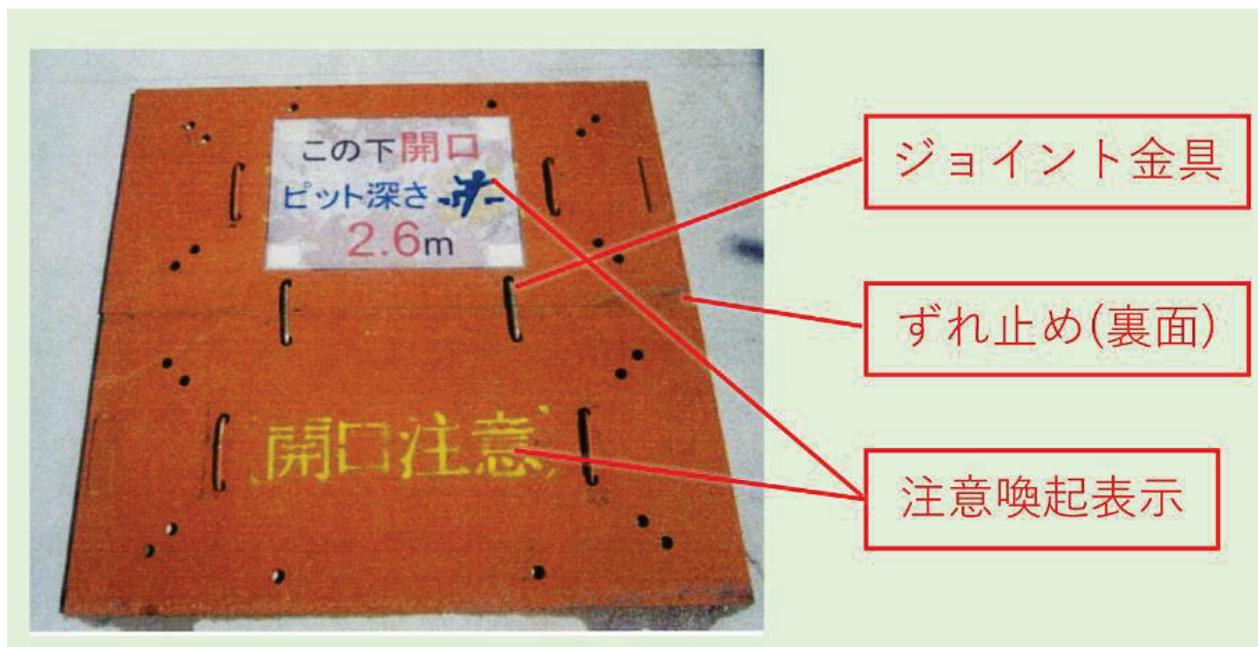
## 墜落防止（足場・作業床）



高さ2メートル以上の作業床の端で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（囲い等）を設けなければなりません。いずれの措置も講じられていません。

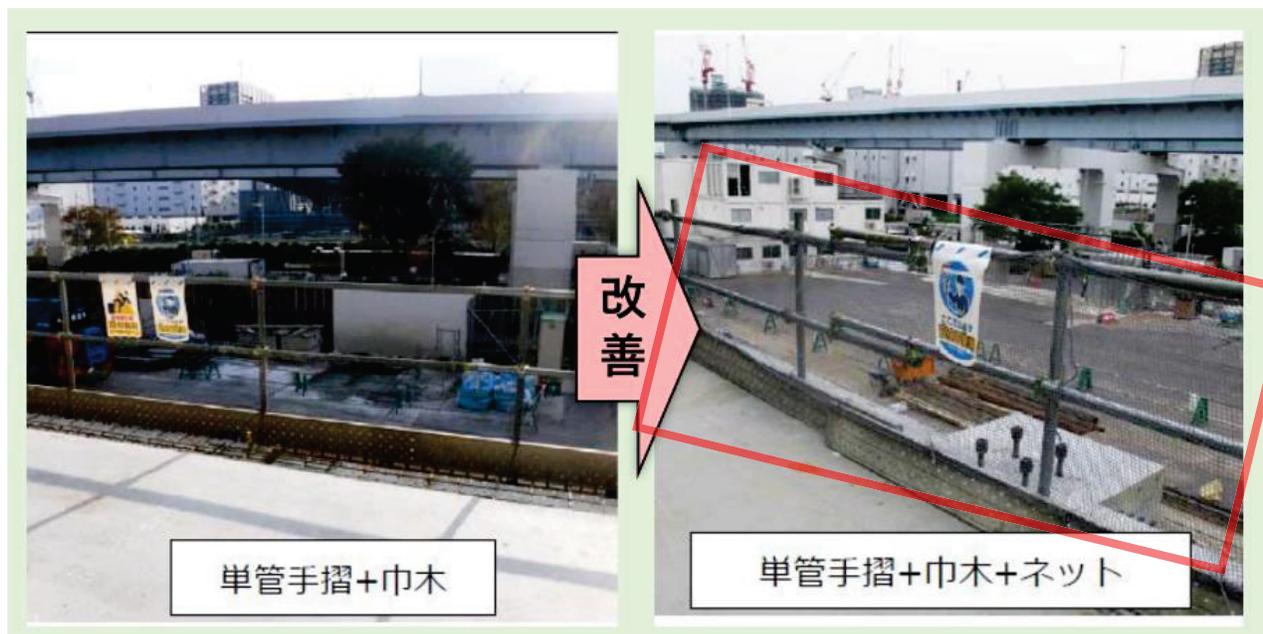
22

## 墜落防止（ピット開口部の養生）



23

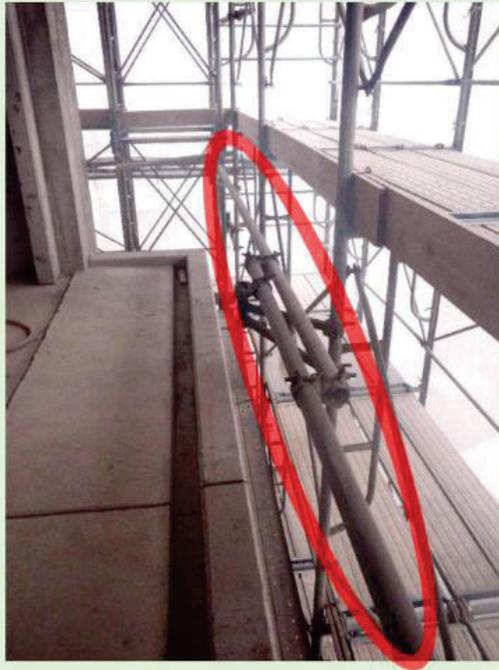
## 墜落防止・落下防止（ネットの追加）



24

# 墜落防止（躯体↔足場）

○手摺の設置



○階段状の「渡り」の設置



25

# 墜落防止（外国人労働者向け注意喚起）



イラスト

ベトナム語

中国語

英語

26

# 墜落防止（墜落制止用器具の訓練設備）



27

# 墜落防止（はしご・脚立）

## 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば  
安全

立てかける位置は  
水平で、傾斜角75°、  
突き出し60センチ  
以上となっている  
ことを確認

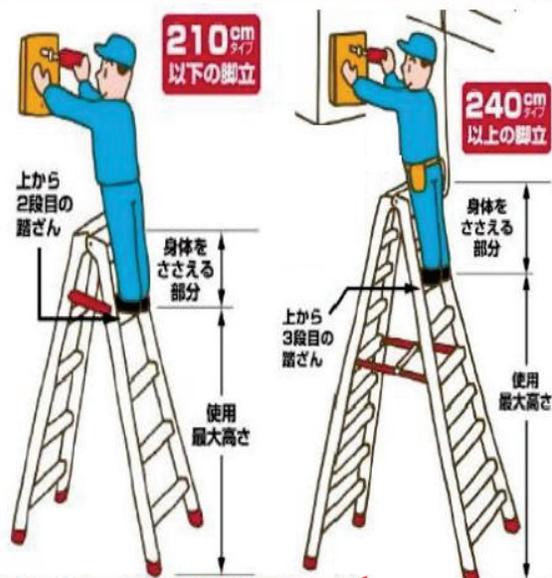


指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

## 脚立の安全使用のポイント

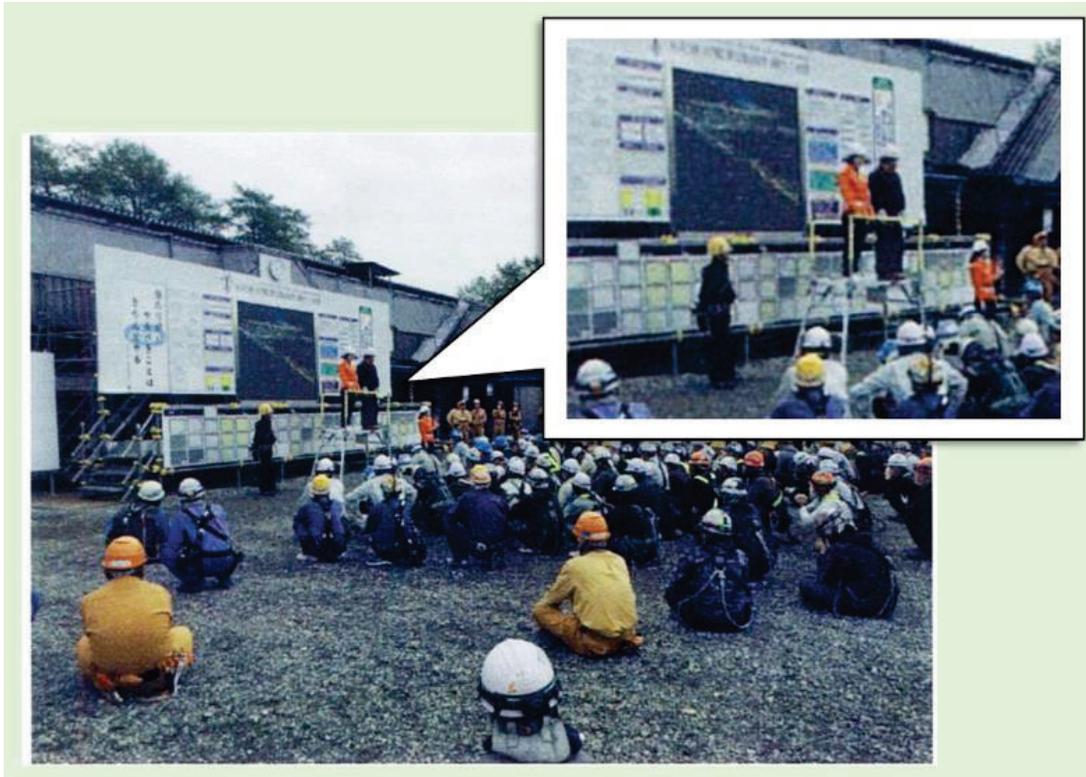


※高さ2m以上の作業時は、  
ヘルメットだけでなく  
安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会  
(無断転用禁止)

28

# 墜落防止（立ち馬使用の安全講習）

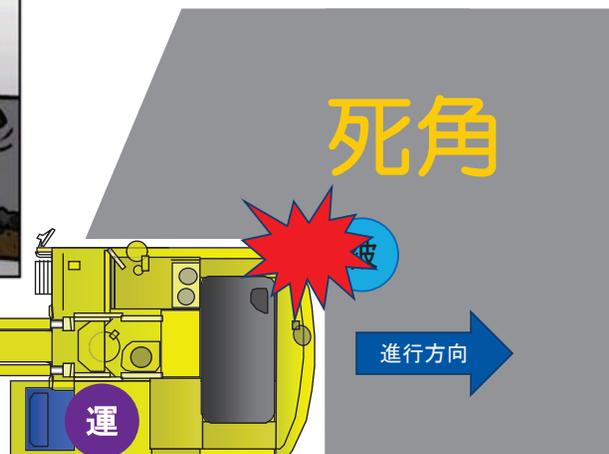
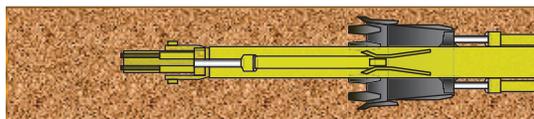


29

# 重機災害防止



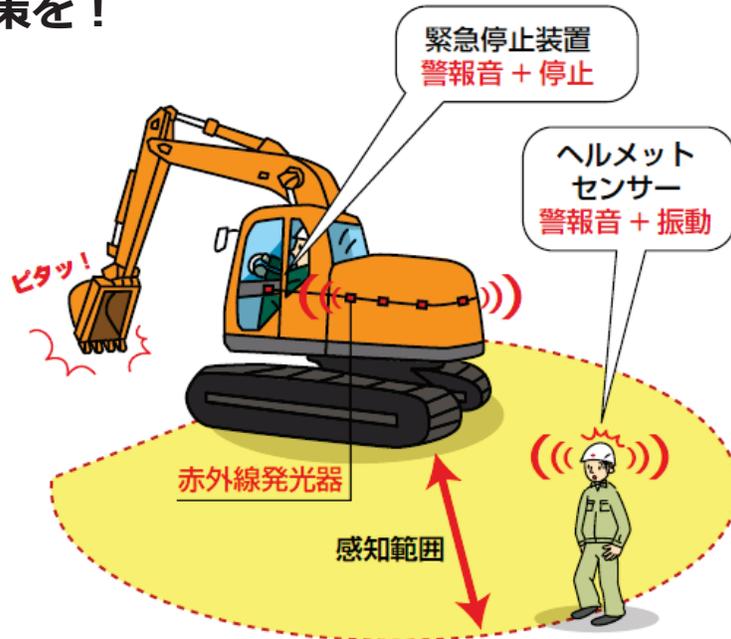
運転者からの死角が大きいことが要因に！



30

# 重機災害防止

ICTを活用して、より充実した安全対策を！



▲ICTを活用した安全装置のイメージ

# 令和7年度 高度安全機械等導入支援補助金

令和7年度  
**高度安全機械等導入支援補助金**

Web登録期間 令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)まで

※予算を上回る申請があった場合、上記期間中でなくても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

**対象者**  
(1) 中小企業である者  
(2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること  
※対象者の詳細は、建設防補助金ホームページをご覧ください。  
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>) をご確認ください。

**補助対象機種及び補助額概要**

<p><b>積載形トラッククレーン</b></p> <p>(1) 補助金支出基準 補助対象となる高度安全油圧昇降機 （建設現場に警報を発生し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、（一社）日本クレーン協会規格JCS2209-2024又はJCS2204-2021に適合するもの）</p> <p>(2) 補助金交付率 補助対象経費（見積額）の1/2 ただし、1台当たりの上限：1,000,000円</p>	<p><b>油圧ショベル ホイールローダー</b></p> <p>※令和7年度から補助対象機種に追加されました！</p> <p><b>頑固め用機械</b></p> <p>(1) 補助金支出基準 安全性能が安全性を有する上記の以下のもの ① 動作の停止・回避を行うもの（「送風センサー」） または ② 振動カメラを有するもの（「監視モニター」）</p> <p>(2) 補助金交付率 補助対象経費（見積額）の1/2 ただし、1台当たりの上限：「送風センサー」1,000,000円 「監視モニター」500,000円</p>
--	--

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建設防補助金ホームページをご覧ください。  
<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

建設防本部 ホームページ

**お問合せ先**  
建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター  
住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル6階 建設防 高輪分室  
電話：03-6276-1085（9:00～16:30 ※土日祝日を除く）

建設防本部の安全支援  
建設防本部の安全支援  
建設防本部の安全支援

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
建設業労働災害防止協会（略称：建災防）



# 崩壊災害対策



## ○掘削の安全勾配の確保

事前調査の結果に応じた安全勾配の確保

## ○土止め支保工

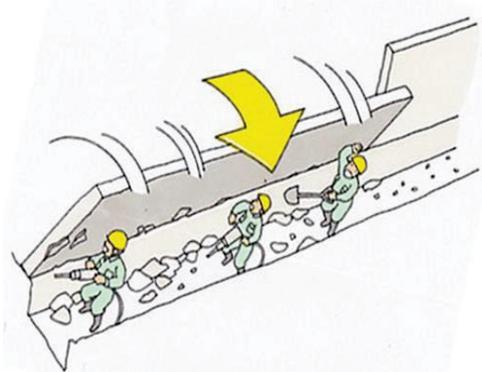
地山の崩壊のおそれがある場所は土止め支保工の設置  
上下水道等溝掘削工事等は「土止め先行工法」の採用

## ○立入禁止

土砂、資材、擁壁等が崩壊するおそれがある箇所は立入禁止措置の徹底

## ○資材の崩壊防止

資材は高く積みすぎない。積み上げた資材は網やロープ、くい止め等を設置



## ○解体構造物の事前調査

図面や現地調査で強度や劣化状況を十分に確認

## ○解体工事の作業計画

事前調査に基づく解体工法・作業手順・倒壊防止の控えの設置方法等リスク低減措置を盛り込んだ作業計画の作成と実施の徹底

## ○立入禁止

バリケードや標識等で関係者以外を立入禁止

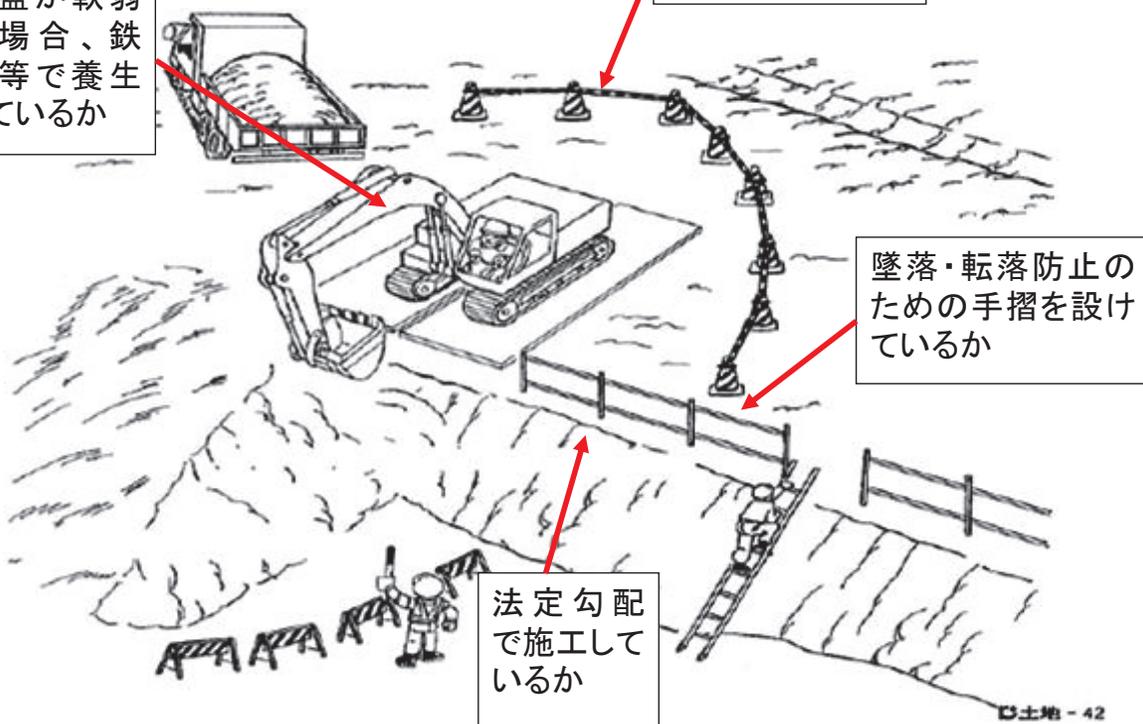
35

# その他土木作業における災害対策

## 掘削作業 危険のポイントを特定する

地盤が軟弱な場合、鉄板等で養生しているか

立入禁止措置を講じているか



墜落・転落防止のための手摺を設けているか

法定勾配で施工しているか

土木 - 42

36

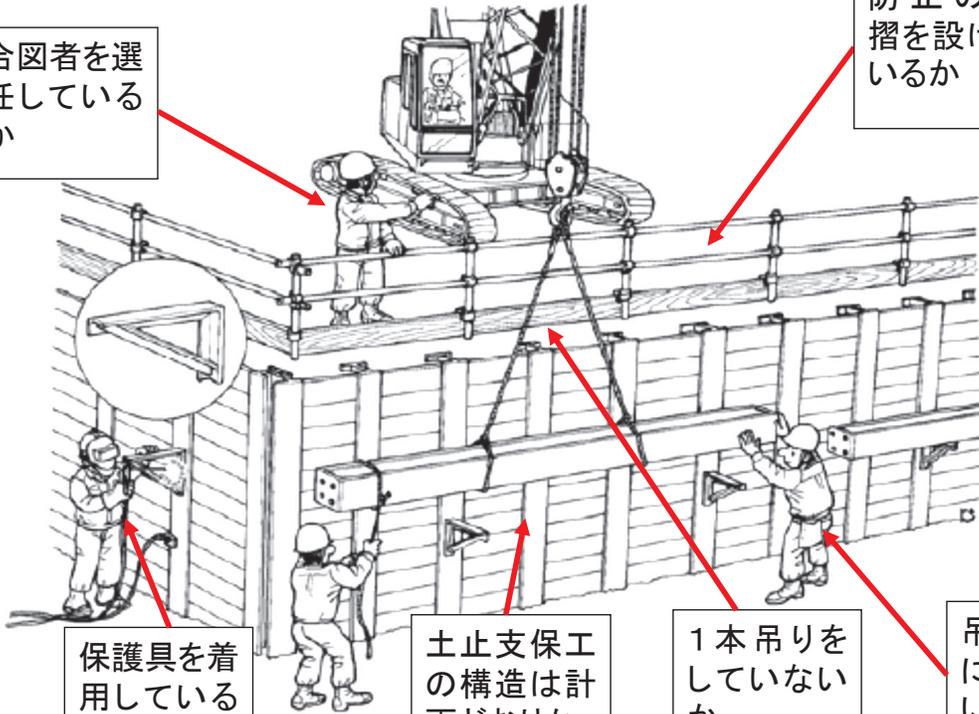
# その他土木作業における災害対策

## 土止め作業

危険のポイントを特定する

合図者を選任しているか

墜落・転落防止の手摺を設けているか



保護具を着用しているか

土止支保工の構造は計画どおりか

1本吊りをしていないか

吊り荷の下に入っていないか

37

# その他土木作業における災害対策

## 配管作業

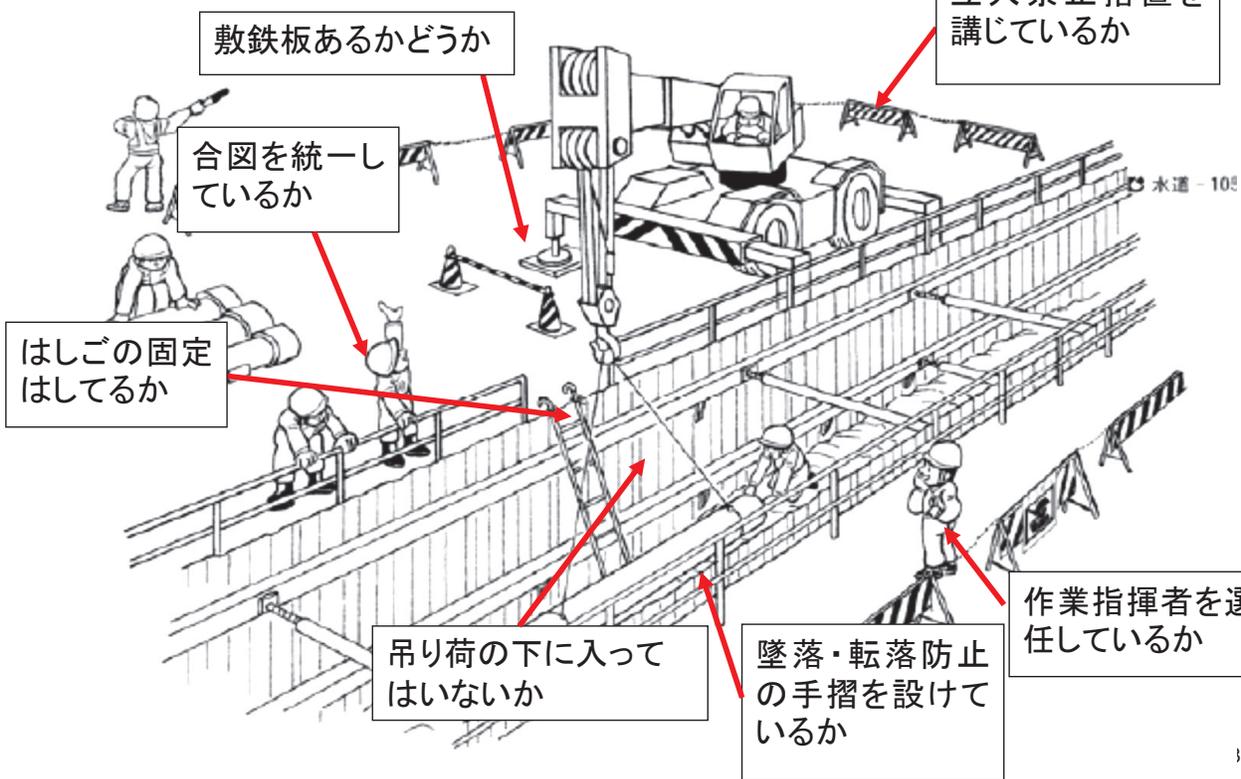
危険のポイントを特定する

敷鉄板あるかどうか

立入禁止措置を講じているか

合図を統一しているか

はしごの固定はしてるか



吊り荷の下に入っていないか

墜落・転落防止の手摺を設けているか

作業指揮者を選任しているか

38

## ストレッチコーナーの設置



39

## ストレッチを促す看板の設置



40

# デジタルサイネージの活用



41

# 大型映像機材の導入（朝礼での活用等）

## ○大画面液晶ディスプレイの設置



42

# 大型映像機材の導入（朝礼での活用等）

## ○プロジェクターの設置



43

## 災害事例掲示板



44

# 職場における熱中症対策の強化について

## 職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

### 第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

#### WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

#### WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて  
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

#### 基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押し回したりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

# 職場における熱中症対策の強化について

## 第2 熱中症予防対策

### 1 作業環境管理

#### (1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な罩壁等を設けること。



#### (2)休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



### 3 健康管理

#### (1)健康診断結果に基づく対応等

#### (2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行うこと。



#### (3)労働者の健康状態の確認

#### (4)身体の状態の確認

### 2 作業管理

#### (1)作業時間の短縮等

#### (2)暑熱順化

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

#### (3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

#### (4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



#### (5)作業中の巡視

### 4 労働衛生教育

労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

#### (1)熱中症の症状

#### (2)熱中症の予防方法

#### (3)緊急時の救急処置

#### (4)熱中症の事例



# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日施行

労働安全衛生規則 第612条の2（労働安全衛生法 第22条）

## 第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

## 第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

## (罰則)

労働安全衛生法 第119条

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

47

# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日施行

## 法改正の背景

### 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
死亡に至らせない(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。

### 熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



48

# 職場における熱中症対策の強化について

「暑熱な場所」とは、

湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、出張先で作業を行う場合や、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合、作業場所から作業場所への移動時等も含む。

また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、**継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業**をいう。

なお、非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となる。

「暑熱な場所に該当するか否か」は、

原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を**実測することにより判断する必要があるが**、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。

「当該作業に従事する者」とは、

労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者**以外の者**を含む。

49

# 職場における熱中症対策の強化について

「周知」は、

報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。その方法には、**事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがあり、原則いずれでも差し支えないが、伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わる事が担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせて行うこと。**

また、**現場で周知した結果の記録の保存までは法令では求めているが、労働基準監督署による確認に際しては、事業者として適切に対応することが求められること。**

**手順や連絡体制の周知の一例**

【朝礼やミーティングでの周知】

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。  
本日のWBGT基準値は0℃です。  
作業時には充分に気をつけて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。  
体調不良が発生した場合は、フロー図に基づき対応いただき、〇〇さん(000-0000-0000)へ連絡するようお願いいたします。  
それでは本日もよろしくお願いたします。

50

# 職場における熱中症対策の強化について

## 「措置の義務主体」は

建設現場のような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずるものであること。

この場合の周知の方法として、各作業者が共同して1つの連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられること。

なお、上記のような複数事業者が混在して作業を行う状況において当該措置が行われていなかった場合には、元方事業者のみに違反が生ずる訳ではなく、当該作業場に関わる全ての事業者に同条違反が生ずるものであること。



51

# 職場における熱中症対策の強化について

## 「報告をさせる体制の整備」には、

熱中症を生ずるおそれのある作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれる。

また、積極的に熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発見する観点から推奨される方法として、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業者が互いの健康状態を確認するボディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いたリスク管理、責任者・労働者双方向での定期連絡などが挙げられる。

## 「報告をさせる体制の整備」は

「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われることが想定される作業日の作業開始前までに行っておく必要があるが、夏季の屋外作業のように、一定期間、暑熱環境下で作業を行うことが明らかな場合は、十分な余裕をもって体制を整え、当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること。

## （参考通達）

基発0520第6号（令和7年5月20日）  
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

基発0520第7号（令和7年5月20日）  
職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

52

# 職場における熱中症対策の強化について

## ウェアラブル端末で体調の見える化

### リスクが見えてわかる



熱中症リスクを知らせてくれる



「ウェアラブル端末」には、さまざまなタイプの製品があります。使いたい機能、使い勝手、精度、バッテリーの駆動時間などを考慮して目的にあったものを試してみるといいでしょう。



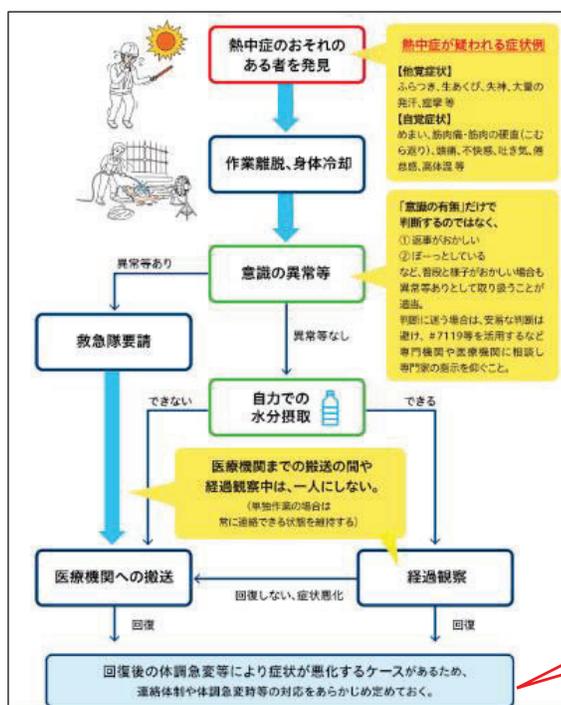
- 熱中症対策・予兆検知
- 転倒・転落検知
- 屋外・屋内位置測定
- SOS発信

出典

日本精工株式会社 石部工場

# 職場における熱中症対策の強化について

## フローチャートの掲示による熱中症対策の例



### 事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先  
 責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）  
 代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

## 熱中症対策 朝ごはんの提供



55

## 健康チェックコーナー（血圧計等の設置）



56

## 4. 今後の法改正について



57

### 個人事業者等の安全衛生対策の推進

参考通達：令和7年5月14日付け 基発0514第1号

**(1) 注文者等の配慮 (R7.5.14施行)**

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する**配慮規定**について、**建設工事以外の注文者にも**広く適用されることを明確化

**(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 (R8.4.1施行)**

(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の**災害防止のために**講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が**個人事業者等を含む作業従事者へと拡大**

**(3) 業務上災害報告制度の創設 (R9.1.1施行)**

**個人事業者等の業務上災害**が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に**報告させることができるように**

**(4) 個人事業者等自身への義務付け (R9.4.1施行)**

**個人事業者等自身**に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①**構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止**、②**特定の機械などに対する定期自主検査の実施**、③**危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付ける**

**(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け (R9.4.1施行)**

**作業場所管理事業者**（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、**危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることを義務付け**

58

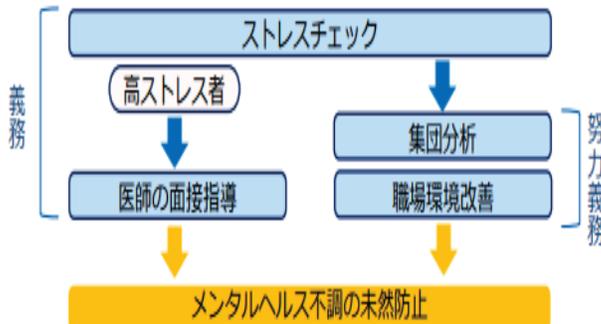
# 職場のメンタルヘルス対策の推進

参考通達：令和7年5月14日付け 基発0514第1号

## ○小規模事業者に対するストレスチェック義務化

- ・ストレスチェック：心理的な負担の程度を把握するための検査（安衛法第60条の10）
- ・労働者に**ストレスへの気づきを促す**とともに、**ストレスの原因となる職場環境の改善**につなげることで、**メンタルヘルス不調の未然防止（1次予防）**を図ることが目的
- ・現在は労働者数**50人以上**の事業場が対象
- ・今後、労働者数**50人未満**の事業場も**義務化（令和10年5月14日までに）**

### 【ストレスチェック制度の流れ】



**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## ストレスチェック制度

**簡単！ 導入マニュアル**

2015年12月から義務づけ

**コンテンツ**

- ストレスチェックって何ですか？
- 何のためにやるのでしょうか？
- いつまでに何をやればいいのか？
- 導入前の準備
- ストレスチェックの実施
- 面接指導の実施と就業上の措置
- 職場分析と職場環境の改善
- 何に気をつけなければならないのでしょうか？
- プライバシーの保護
- 不利益取扱いの防止

59

# 高齢労働者の労働災害防止の推進

参考通達：令和7年5月14日付け 基発0514第1号

## R8.4.1 施行

- ・**高齢労働者の労働災害防止の防止**を図るため、**高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を構**ることが**努力義務化**
- ・国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める（参考）**エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者＝60歳以上）**

### エイジフレンドリーガイドライン

（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指すよう  
※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOが定めた労働安全衛生機関で使用されています。

高齢者は身体機能が低下することにより、職業上における労働災害の発生リスクが高く、仕事も長時間しやりにくくなっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を念のため、働く高齢者の労働災害防止を図るために、職場環境改善の取組が重要です。

高齢者は身体機能が低下することにより、職業上における労働災害の発生リスクが高く、仕事も長時間しやりにくくなっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を念のため、働く高齢者の労働災害防止を図るために、職場環境改善の取組が重要です。

年齢別 労働災害発生率（休業4日以上傷病率）  
年齢別 労働災害による休業日数（令和5年）

このガイドラインは、高齢者を採用している事業場とこれから使用する予定の事業場、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのエイジフレンドリーガイドライン」

**事業者求められる事項**  
事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就業状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実効的な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的な実施体制を図解する次のようになります。

体制  
労働者の健康と安全を確保する取組  
健康トピック  
就業上の措置  
労働者の健康と安全を確保する取組  
健康トピック  
就業上の措置

具体的取組	労働者	事業者・職場	関係者
身体機能を養う取組	健康診断、健康相談、健康講座、健康相談、健康相談、健康相談	健康診断、健康相談、健康講座、健康相談、健康相談、健康相談	健康診断、健康相談、健康講座、健康相談、健康相談、健康相談
メンタルヘルス対策	メンタルヘルスマネジメント、メンタルヘルスマネジメント、メンタルヘルスマネジメント	メンタルヘルスマネジメント、メンタルヘルスマネジメント、メンタルヘルスマネジメント	メンタルヘルスマネジメント、メンタルヘルスマネジメント、メンタルヘルスマネジメント
就業環境と作業管理	作業環境の改善、作業環境の改善、作業環境の改善	作業環境の改善、作業環境の改善、作業環境の改善	作業環境の改善、作業環境の改善、作業環境の改善
労働時間、就業管理	労働時間の短縮、労働時間の短縮、労働時間の短縮	労働時間の短縮、労働時間の短縮、労働時間の短縮	労働時間の短縮、労働時間の短縮、労働時間の短縮
労働安全衛生教育	労働安全衛生教育、労働安全衛生教育、労働安全衛生教育	労働安全衛生教育、労働安全衛生教育、労働安全衛生教育	労働安全衛生教育、労働安全衛生教育、労働安全衛生教育
労働災害防止	労働災害防止、労働災害防止、労働災害防止	労働災害防止、労働災害防止、労働災害防止	労働災害防止、労働災害防止、労働災害防止

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R7.5)

令和7年度（2025年度）版

### 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。

■ 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

**補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日**

（注）予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けも申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
<b>I 総合対策コース</b>	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに関する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に関する経費（機器等の購入、工事の施工等）	・中小企業事業者（50人以下） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労働者適用の高齢労働者（60歳以上）が所持1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業が対象していること
<b>II 職場環境改善コース</b>	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に関する経費（機器等の購入、工事の施工等）	・中小企業事業者（50人以下） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労働者適用の高齢労働者（60歳以上）が所持1名以上就労していること
<b>III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース</b>	・高齢労働者の転倒・腰痛の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるための経費（指導料等、5人以上の労働者の運動指導に関する経費を除く）	・中小企業事業者（50人以下） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労働者適用の高齢労働者（60歳以上）が所持1名以上就労していること
<b>IV コロナヘルスコース</b>	・事業所カルテや健康スクリーンレポートを適用したコロナヘルス等、労働者の健康保持促進のための取組に関する経費（指導料等、自社の労働者適用の高齢労働者に対する取組に限り）	・中小企業事業者（50人以下） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労働者適用の高齢労働者（60歳以上）が所持1名以上就労していること

**【注意事項】**  
補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。  
- 複数コース併せての申請はできません。  
- コースごとに予算額を定めています。  
- その他、交付申請と実績報告、支払請求の注意事項は2ページ～6ページ、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサート」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

60

# 法改正に関するリーフレット

事業主・労働災害防止団体の皆さま

## 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

### ① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮 [R7.5.14 施行](#)

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元事業者等への措置義務対象の拡大 [R8.4.1 施行](#)

(特定)元事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。  
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設 [R9.1.1 施行](#)

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととされています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け [R9.4.1 施行](#)

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

1

Webで検索してダウンロードできます。  
ぜひご確認ください。



61

今後も労働災害防止へのご協力をお願い申し上げます

ご清聴ありがとうございました。



62